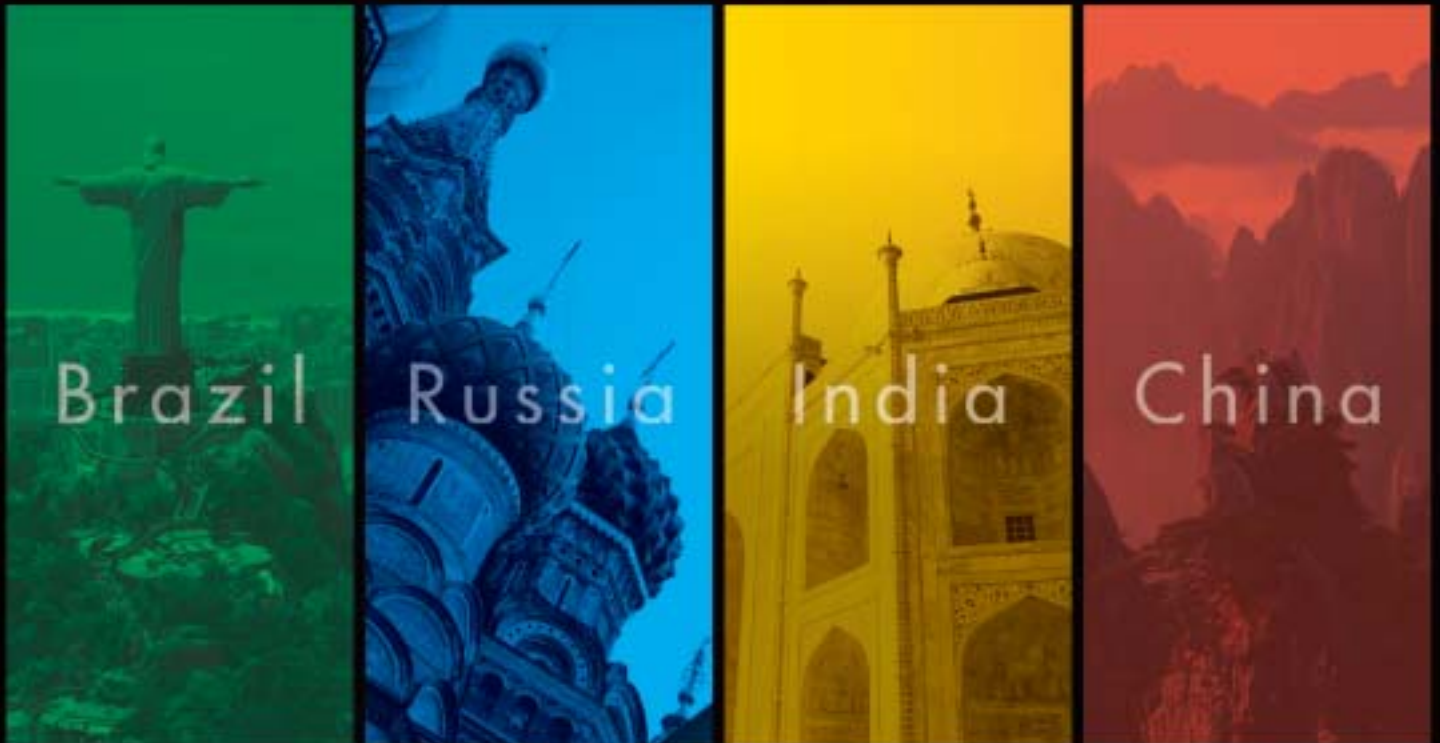


GS BRICs株式ファンド

追加型投信／海外／株式

[3ヵ月決算型]



投資信託説明書(目論見書)
2009.2

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
※課税上は株式投資信託として取扱われます。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分はGS BRICs株式ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。



GS BRICS 株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

投資信託説明書（交付目論見書）
2009.2

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

■設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うGS BRICs株式ファンド（以下「本ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 21 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 2 月 14 日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。）を「投資信託法」ということがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律を「社振法」ということがあります。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてGS BRICs株式ファンドを「本ファンド」といいます。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「本ファンド」に本ファンドの主な投資対象である投資信託証券を含むことがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

下記の事項は、この投資信託(以下「本ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■本ファンドのリスクについて

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「BRICs への投資に伴うリスク」、「株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク」、「為替リスク」および「アクティブ運用に関するリスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクについて知りたい」をご覧ください。

■本ファンドの手数料等について

◆申込手数料

お申込み日の翌営業日の基準価額に 3.675%(税込)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金手数料

本ファンドには換金手数料はありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 0.945%(税込)の率を乗じて得た額とします。

また、組入れる投資信託証券において、年率 1.00%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率 1.945%(税込)程度となります。

◆信託財産留保額

本ファンドには信託財産留保額はありません。

◆信託事務の諸費用

監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。

また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。

◆その他の費用

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用(組入れる投資信託証券において発生したものを含みます。)は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

ご利用の手引き

ファンドの概要 について知りたい	ファンド概要 2 商品分類 4	目次
ファンドの特徴 について知りたい	ファンドのポイント 5 ファンドの仕組み 5 BRICsの成長機会 6 BRICs株式の魅力 8 BRICsの通貨の値動きの特徴 9 (ご参考)ゴールドマン・サックスとBRICs 9 ファンドの分配金 10	概要 特徴
購入後のファンド 情報を得るには	基準価額の入手方法 11 運用報告書 11 その他のディスクロージャー資料 11	ファンド情報
リスク について知りたい	値動きの主な要因 12 その他のリスク、留意点 13	リスク
ファンドの運用 について知りたい	ファンドの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは 15 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 16 運用体制およびリスク管理体制 17 運用プロセス 18	運用
買付 について知りたい	お買付のお申込み、お買付の価額 19 お買付の単位、お買付の流れ 19	買付
換金 について知りたい	ご換金のお申込み、ご換金の価額 20 ご換金の単位、ご換金の流れ、ご注意点 20	換付
ファンドの 費用 / 税金 について知りたい	お買付時・投資期間中の費用 21 ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金 21 その他の費用について、個別元本について、分配金の課税について 22 換金時および償還時の課税について 23	換金 費用・税金
その他	信託の終了・約款の変更等 24 その他の契約の変更について、受益者の権利等 25 内国投資信託受益証券事務の概要、投資制限 26 その他の情報について 27 組入れファンドの概要 28 「請求目論見書」の項目、ファンドの海外休業日 29 用語集 30 財務諸表等 信託約款	その他

ファンドの概要について知りたい

ファンド概要

項目	内容	
ファンド名	GS BRICs株式ファンド	
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式 自動けいぞく投資可能	
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。	
主な投資対象	以下の投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいし、外国投資信託の受益証券および外国投資証券を含みます。以下同じ。)への投資を通じて、主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下「BRICs」といいます。)の企業ならびにBRICs諸国経済に関連する企業の発行する株式へ投資します。 1.ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ 2.アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	
信託期間	2018年5月14日まで(設定日:2008年1月21日) (注)委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。	詳しくは...  P 5 ~ 9
ファンドの特徴	投資信託証券への投資を通じて、主としてBRICs株式等に投資を行います。なお、外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。	
値動きの主な要因(投資リスク)	BRICsへの投資に伴うリスク 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク 為替リスク アクティブ運用に関するリスク	P12
決算日	毎年2月、5月、8月、11月の14日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 原則として、3ヵ月毎の決算時に投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、収益分配を行います。 (ただし、分配対象額が少額の場合や基準価額の水準等によっては、分配を行わない場合があります。)	P10
委託会社(運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P15、16
受託銀行(信託銀行)	三菱UFJ信託銀行株式会社	P15
販売会社(申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P11

以下本書において、本ファンドの主な投資対象である投資信託証券について、1.を「ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ」または「BRICsポートフォリオ」、2.を「ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド」または「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」ということがあります。

ファンドの概要について知りたい

詳しくは...



概要

項目	内容	
お買付・ご換金	「ファンド休業日*」を除く毎営業日 *英国証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはルクセンブルクの銀行の休業日をいいます。以下同じ。	P19、20
受付締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）まで受付けます。 （注）販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。	P19、20
お買付価額	お買付申込日の翌営業日の基準価額	P19
お買付単位	販売会社によって異なります。	P19
お申込手数料	3.675%（税込）を上限として、販売会社が定める料率	P21
ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額	P20
信託財産留保額 （換金時の費用）	なし	—
ご換金単位	販売会社によって異なります。	P20
ご換金代金のお支払い	原則としてご換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。	P20
信託報酬 （運用中の費用）	純資産総額に対して概ね年率1.945%（税込） 上記は、本ファンドの信託報酬（純資産総額に対して年率0.945%（税込））の他に、組入れる投資信託証券にかかる運用報酬（年率1.00%程度）を加えた実質的な信託報酬です。また、上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。このほか、組入れる投資信託証券においても、組入れ投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。	P21
税金等	「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。	P21

ファンドの概要について知りたい

商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 () 資 産 複 合	M M F M R F E T F	インデックス型 特 殊 型

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海 外...投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株 式...投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
クレジット属性 ()	年4回	北米			その他 ()	ロング・ショート型
不動産投信	年6回 (隔月)	欧州				絶対収益追求型
その他資産 (投資信託証券(株式))	年12回 (毎月)	アジア				そ の 他 ()
資産複合 ()	日々	オセアニア				
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中南米				
		アフリカ				
		中近東 (中東)				
		エマージング				

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式))...目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年4回...目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

ファンドの特徴について知りたい

ファンドのポイント

主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下「BRICs」といいます。)の企業およびBRICs経済に関連する企業の発行する株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる現地における企業調査等に基づき、優れた経営陣のもと持続的な成長の見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。

3ヵ月毎の決算時(毎年2月、5月、8月、11月の14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、収益分配を行います。

(ただし、分配対象額が少額の場合や基準価額の水準等によっては、分配を行わない場合があります。)

- 1 本ファンドは、MSCI BRIC カスタム・インデックス(円換算ベース)を運用上の参考指標とします。本書においてMSCI BRIC カスタム・インデックスとは、MSCIが算出しているMSCI BRIC マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックスの構成銘柄について、MSCIが「1銘柄の構成割合がインデックス全体の5%を超えない」かつ「2.5%超の構成割合を有する銘柄を合計した比率が、インデックス全体の25%を超えない」という基準に基づき算出している指数をいいます。
- 2 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

(ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください。)

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドにはBRICsへの投資に伴うリスクなど、さまざまなリスクが伴いますので、本ファンドへの投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

特
徴

ファンドの仕組み

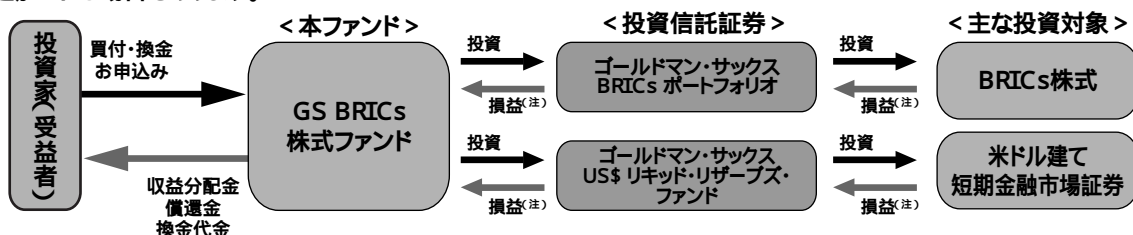
本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

組入れ投資信託証券	主な投資対象
ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て) ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ	BRICs株式*
アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て) ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	米ドル建て 短期金融市場証券

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則としてBRICsポートフォリオの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

*BRICsポートフォリオで組入れる株式については、各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

(注)投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。



(注)損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

ファンドの特徴について知りたい

BRICsの成長機会

BRICsには、経済成長に必要な3つの要素である 労働力の伸び、資本の増加、そして 技術の進歩が揃っており、持続的かつ高水準の成長が期待できると考えられます。社会・経済・政治の不安定要素など様々なりスクが内在するものの、中長期的には大きな収益機会をもたらすと考えます。

潜在能力+規制緩和

- ▶ 労働力・天然資源
- ▶ 海外資本の流入
- ▶ 先進国の技術導入

経済成長

- ▶ 国内産業の成長
- ▶ マクロ経済環境の改善
- ▶ 格付けの引き上げ

消費拡大

- ▶ 所得の拡大
- ▶ 中間層の出現
- ▶ 個人消費の拡大

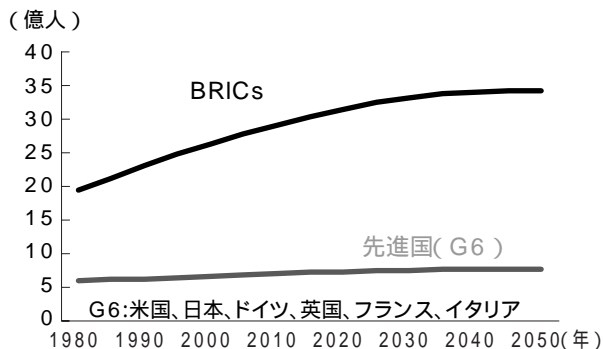
- ▶ 株価の上昇
- ▶ 通貨の上昇

上記は、経済成長に伴うBRICs経済の魅力について例示をもって理解していただくための概念図です。すべてを網羅しているものではありません。景気の後退・政治不安その他の要因により、上記のとおりになるとは限らず、株式や通貨の価格が下落することもあります。

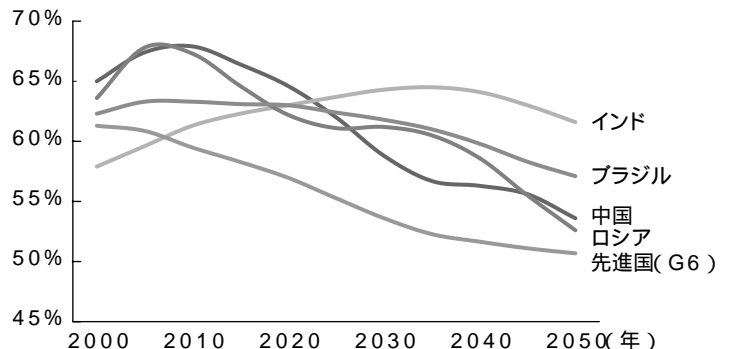
豊富な労働力・資源

既に人口大国であるBRICsは、長期的にも人口増加が予測されています。加えて、労働年齢に該当する層が先進国と比べて多いことから、将来にわたり豊富な労働力の拡大が期待できます。

長期人口動態予測



労働年齢*人口の割合(予測)



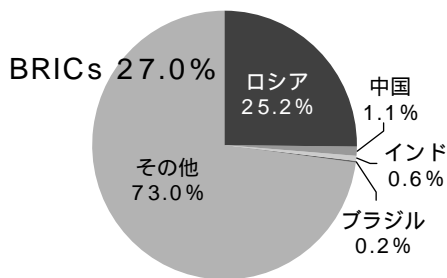
出所: 国際連合 World Population Prospects 2007

*上記において、便宜上労働年齢を15歳から59歳までとしています。

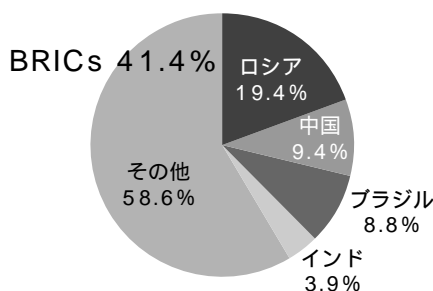
上記は過去の実績および一時点における予測値であり、将来の結果を保証するものではありません。

広大な国土を有するBRICsは、豊富な天然資源を有しており、主要な輸出国です。資源・商品価格の変動は、それら輸出国の貿易収支に影響を与えます。

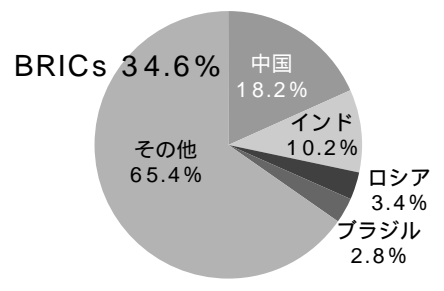
天然ガス埋蔵量(2007年)



鉄鉱石埋蔵量(2007年)



穀物生産量(2004年)



上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

出所: BP, U.S. Geological Survey, FAOSTAT

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「リスクについて知りたい」をご覧ください。

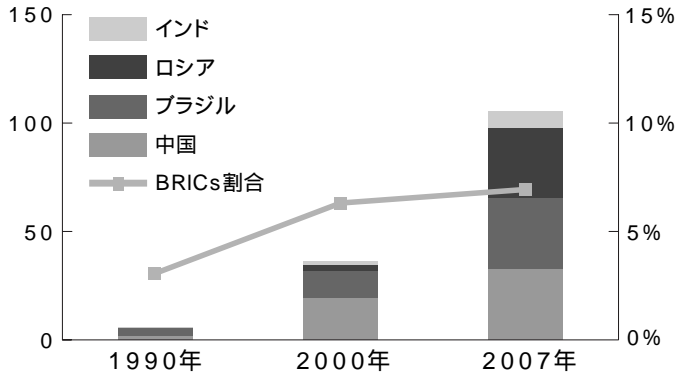
ファンドの特徴について知りたい

直接投資の拡大

BRICsの対外開放政策等に基づき、先進国など海外からの直接投資が拡大しています。これは、経済成長に必要な資本の増加を意味し、同時に先進国の技術の導入を伴うことも考えられます。経常収支のプラスの安定化は、信用度の向上や通貨価値の上昇をもたらし、次なる直接投資の誘因となります。

直接投資

(海外からの直接投資額(左軸)と世界に占める割合(右軸))
(10億米ドル)

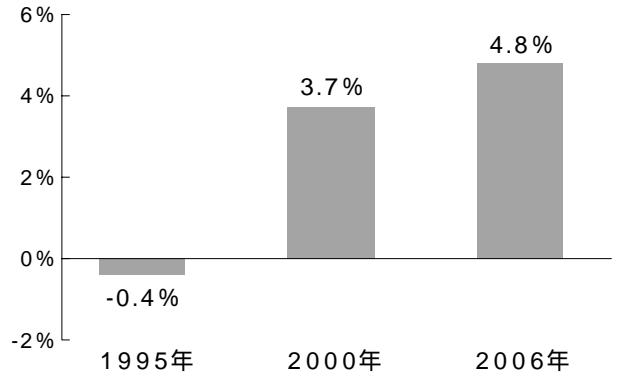


経済成長や規制緩和を背景に海外からの直接投資が増加
出所: 国連貿易開発会議(UNCTAD) World Investment Report 2008

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

経常収支

(対GDP比経常収支 BRICs平均)



経常収支の改善を背景に安定的な経済成長を実現
出所: 国際通貨基金(IMF) World Economic Outlook 2008

所得の向上

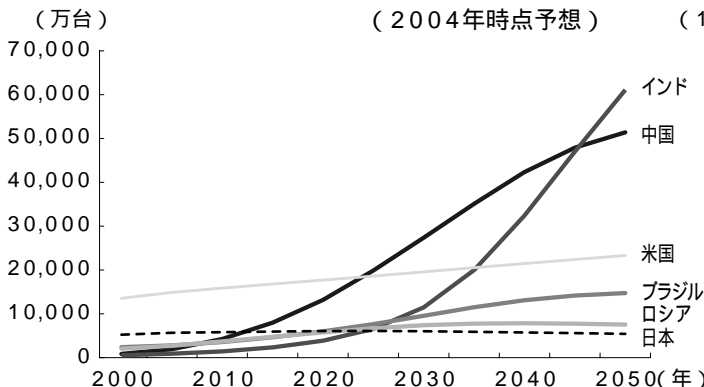
持続的な経済成長は、一人当たり所得の増加をもたらします。

巨大な人口を有するBRICsにおける中流階級の台頭は、世界における新たな消費層の出現を意味します。2050年の年間消費支出増加額は、先進国の約4倍に達すると予想され、世界経済成長の最大のエンジンとなることが期待されます。

中流階級の裾野の広がりは、国内消費の拡大、個人金融資産の増加につながり、レジャー産業や金融サービスなど国内産業基盤の拡充が期待されます。

また、金融、医療、娯楽などのサービス産業の発達とともに、国内産業の多様化、雇用基盤の拡充につながります。

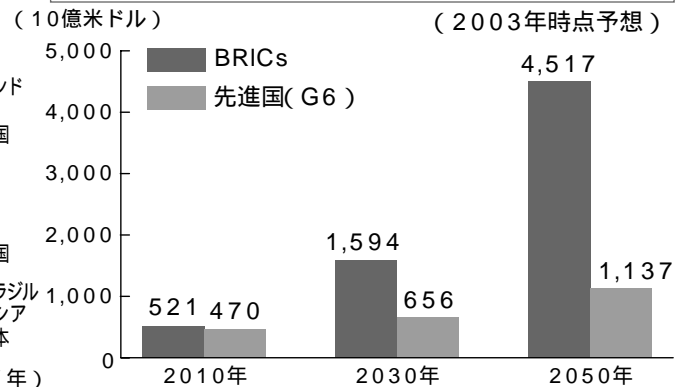
BRICsの自動車所有状況の予測



出所: ゴールドマン・サックス経済調査部
「The BRICs and Global Markets: Crude, Cars and Capital (2004年10月)」

上記は過去の実績および一時点における予測値であり、将来の結果を保証するものではありません。

BRICsにおける年間消費支出増加額(前年比)



出所: ゴールドマン・サックス経済調査部
「BRICsについての大膽な予測: 2050年への道程(2003年10月)」

「本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「リスクについて知りたい」をご覧ください。」

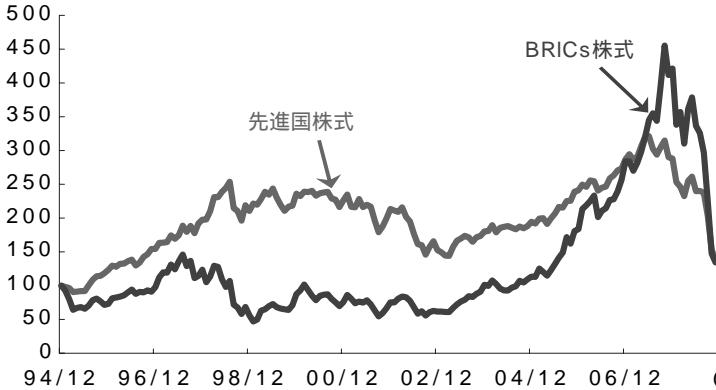
ファンドの特徴について知りたい

BRICs株式の魅力

BRICs株式は、高水準の経済成長を背景に、2002年以降大きく変動しています。

BRICs株式と先進国株式の値動きの推移

(1994年12月末を100として指数化)

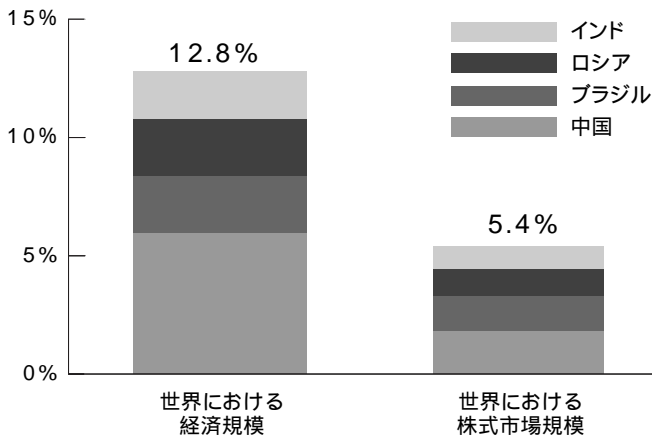


先進国株式：MSCI ワールド・インデックス(円換算ベース)
 BRICs株式：MSCI BRIC マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス(円換算ベース)
 期間：1994年12月末～2008年11月末

左記のBRICs株式(MSCI BRIC マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス(円換算ベース))の動きは、本ファンドの参考指標(MSCI BRIC カスタム・インデックス(円換算ベース))とは異なります。左記のデータは、あくまでもインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや税金、流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なる

しかしながら、世界の実体経済におけるBRICs経済の割合に比べ、世界株式市場におけるBRICsの割合は低位にとどまっています。

世界におけるBRICsの経済規模と株式市場規模

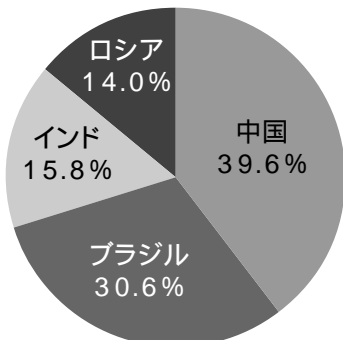


経済規模：国内総生産(GDP)米ドル・ベース 2007年
 出所：国際通貨基金(IMF) World Economic Outlook 2008

株式市場規模：MSCI AC ワールド・インデックス 2007年末
 出所：MSCI Inc.

左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

参考指標の国別配分



MSCI BRIC カスタム・インデックス(2008年11月末現在)

左記は本ファンドの参考指標の国別配分であり、本ファンドの国別配分ではありません。また、左記以外の国に投資する場合があります。

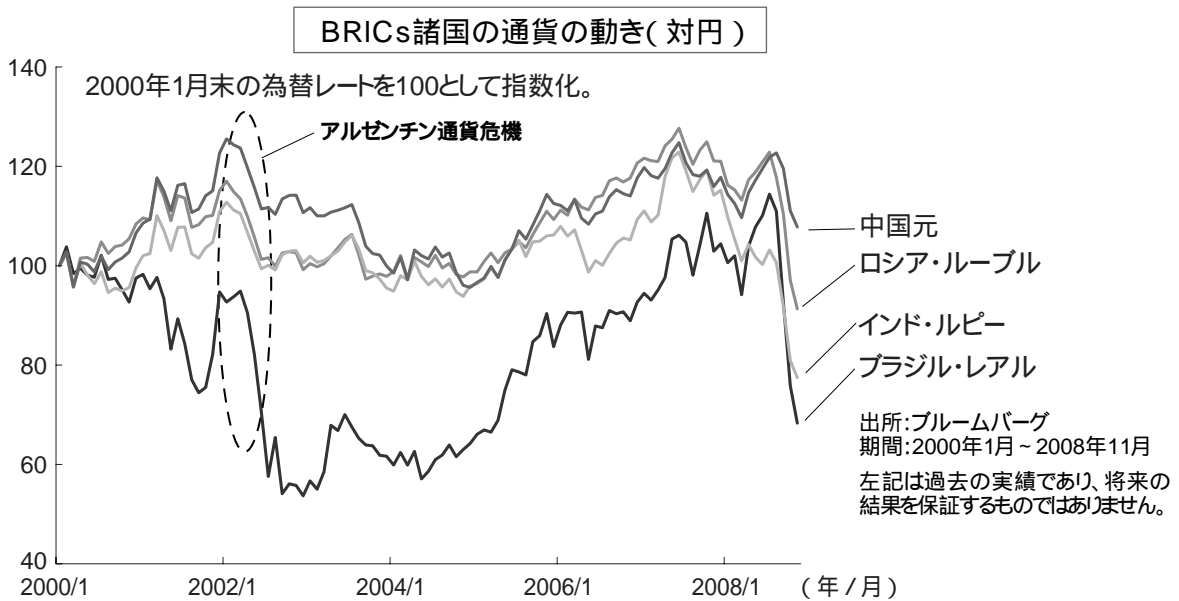
左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

「本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安、必要要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「リスクについて知りたい」をご覧ください。」

ファンドの特徴について知りたい

BRICsの通貨の値動きの特徴

過去のデータによれば、BRICsの通貨は値動きが大きい傾向があり、為替リスクには注意が必要です。また、社会・経済・政治の状況、他の国・地域における通貨・金融危機などによっては、一時的に大幅な下落を経験することもありました。



特
徴

(ご参考)ゴールドマン・サックスとBRICs

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

BRICsは、ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の頭文字をとった造語で、2001年にゴールドマン・サックス・グループ経済調査部が初めて提唱しました。

BRICsについての大胆な予測:2050年への道程

2003年10月にゴールドマン・サックス・グループの経済調査部が発表したBRICsに関する調査レポートが国内・外で大きな反響を呼んでいます。

概要

<経済成長について>

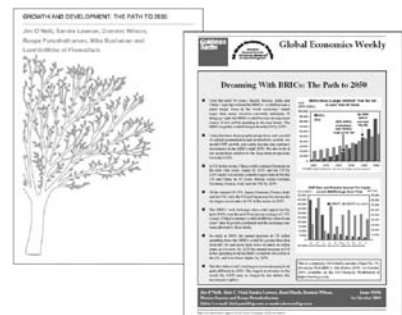
40年足らずで、BRICs経済は米ドル・ベースでG6(米国、日本、ドイツ、フランス、イタリア、英国)を凌ぐであろう。

<為替について>

BRICsの米ドル建てGDP増加のおよそ3分の2は実質成長率の加速によるものとなり、残りは為替レートの上昇によるものとなる。

<消費動向について>

所得の増加によるBRICs各国内の消費支出パターンの変化は、様々な商品・サービスの生産・消費の創出や拡大をもたらそう。



「BRICsについての大胆な予測:2050年への道程」

「本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「リスクについて知りたい」をご覧ください。」

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの分配金

3ヵ月毎の決算時(毎年2月、5月、8月、11月の14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、収益分配を行います。(ただし、分配対象額が少額の場合や基準価額の水準等によっては、分配を行わない場合があります。)

組入れ株式の
値上がり益
および為替の
評価益など

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

分配金

分配金

分配金

分配金

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

ご注意点

[一般コース]

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

[自動けいぞく投資コース]

収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:BRIC)。

運用報告書

年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

照会先 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 03-6437-6000
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ www.gsam.co.jp

リスクについて知りたい

値動きの主な要因

本ファンド(文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。)への投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。
主なリスクとして以下のものが挙げられます。

BRICsへの投資に伴うリスク

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから流動性が低く、流動性が高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。また、カストディアンやブローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。

さらに、BRICsの株式は、先進国の株式と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。BRICsへの投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、外国株式を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、本ファンドが組入れる投資信託証券は、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、一般的に多数の銘柄に分散投資した場合と比較して、ボラティリティ(価格変動率)が高くより大きなリスクがある場合があります。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

為替リスク

本ファンドの外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

アクティブ運用に関するリスク

本ファンドが投資する投資信託証券の組入れ銘柄は、ベンチマークとするインデックスの構成銘柄から大きく異なる場合があります。その結果、各投資信託証券の純資産価格の値動きが、ベンチマークの動きから大きく離れることがあります。

リスクについて知りたい

その他のリスク

取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

債券の信用リスク

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券や短期金融市場証券への投資を行います。これらへの投資に際しては、発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること(債務不履行)等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

留意点

解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、本ファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、各投資信託証券の純資産価格の下落を通じて、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託証券に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

参考指標に関わる留意点

本ファンドは、MSCI BRIC カスタム・インデックス(円換算ベース)を運用上の参考指標として運用を行います。実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

リスクについて知りたい

留意点(続き)

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消または保留)させていただくことがあります。この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

収益分配金に関わる留意点

本ファンドは、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)を分配対象収益とし、毎決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。期中分配は、これをまったく行わなかったと仮定した場合に比べれば、信託期間終了時の基準価額が低くなる可能性が高いといえます。例えば、期中分配を行った後、解約時・償還時に元本割れしたが、仮に期中分配をまったく行わなかったとすれば元本割れしなかったかもしれない、というような事態が生じる可能性もあります。上記のように、本ファンドへの投資による運用成果は基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、収益の分配は本ファンドの投資成果として一定の利回りを保証するものでも、示唆するものでもありません。

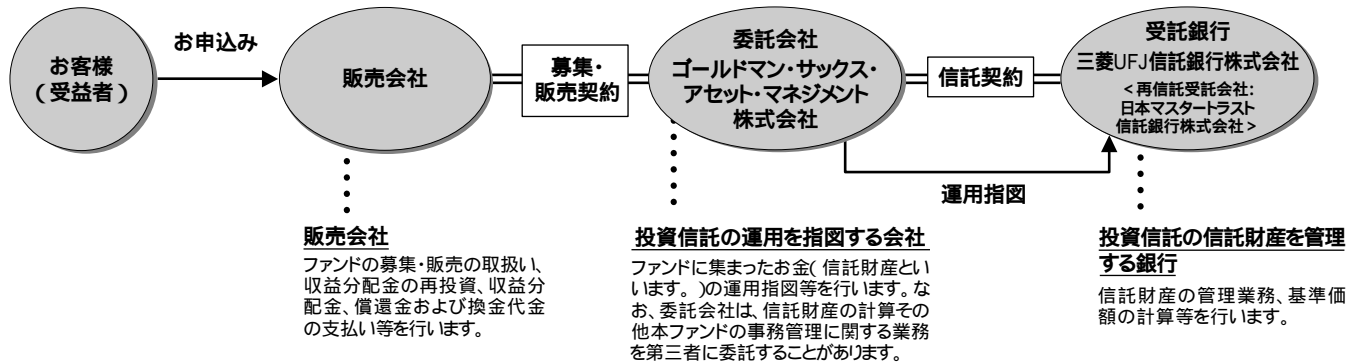
その他の留意点

収益分配金、一部解約金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で7,732億米ドル(約82.3兆円*)の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=106.42円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



GSAM拠点

(注)メルボルンはGSJBWereオフィスです(GSJBWereはゴールドマン・サックスの関連会社です。)

運用

ファンドの運用について知りたい

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

1. 資本金

委託会社の資本金の額は4億9,000万円です(2009年2月13日現在)。

2. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所: 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名: 代表取締役 土岐 大介

4. 大株主の状況

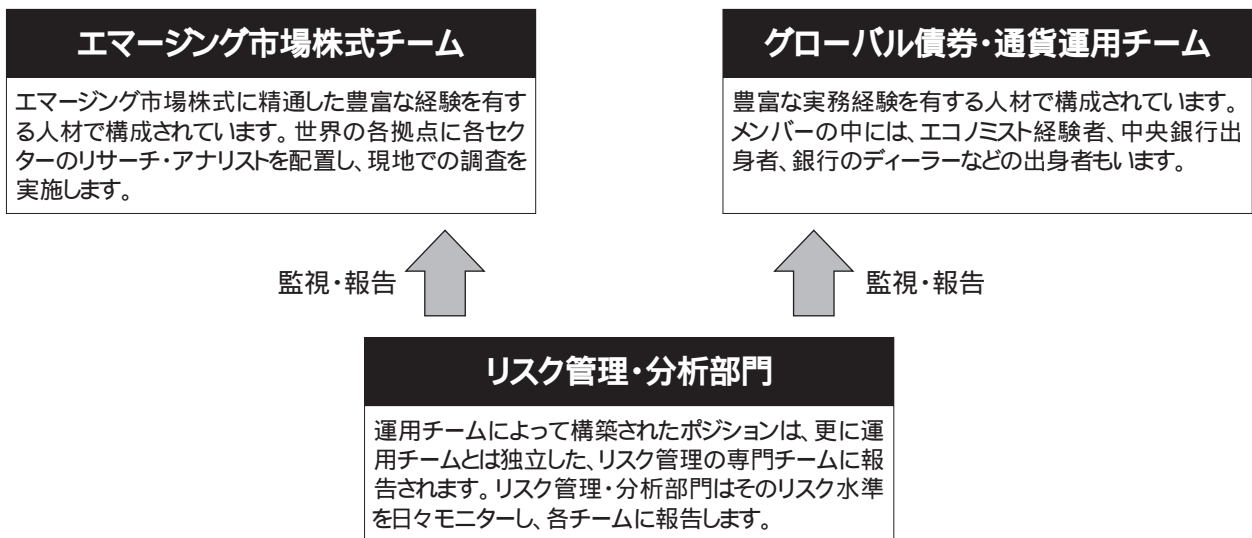
(2009年2月13日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

ファンドの運用について知りたい

運用体制およびリスク管理体制

組入れ投資信託証券の運用は、専門の運用チームが担当します。なお、本ファンドにおける各投資信託証券の組入指図は委託会社のマルチプロダクト・ファンド室が担当します。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



(注1)本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき**サービス規程**のほか、**有価証券**などの**売買執行基準**およびその**遵守手続き**などに関して**取扱い基準**を設けることにより、**法令遵守の徹底**を図るとともに、**利益相反となる取引、インサイダー取引**等を防止し、かつ**売買執行**においては**最良執行**に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

内部管理体制

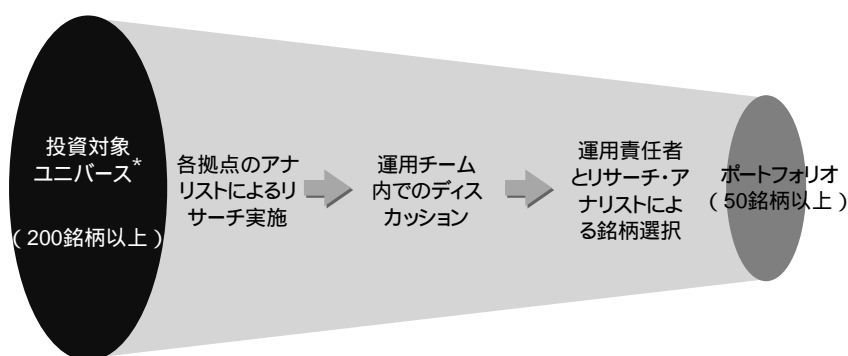
委託会社は、**投資監督委員会**を設置しています。**投資監督委員会**は、委託会社の運用に関する業務において、**適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドライン**を遵守するとともに、**善良なる管理者**としての**注意義務**および**忠実義務**の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、**必要な報告聴取、調査、検討、決定等**を行うことができます。

ファンドの運用について知りたい

運用プロセス

BRICsポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）のエマージング市場株式チームが主として担当します。エマージング市場株式チームは、世界各国に配置されたアナリストがリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有を図るリサーチ体制をとっています。また、チーム運用により、運用プロセスの継続性を維持することを重視しています。

以下のプロセスに従って、トップ・ダウン・プロセスを活用したボトム・アップ・アプローチによる銘柄選択を行います。



* BRICsの企業およびBRICs経済に関連する企業の発行する株式のうち時価総額5億米ドル以上の全銘柄。「BRICs経済に関連する企業」とは、BRICs諸国の経済成長や消費拡大により成長が見込まれる企業をいいます。これらの銘柄には、MSCI BRICカスタム・インデックスの構成銘柄以外の銘柄も含まれます。したがって、当インデックスの構成銘柄以外にも投資を行うことがあります。また、当インデックスの構成銘柄であっても、必ず投資するとは限りません。

<ファンダメンタルズに基づいたボトム・アップ分析>

「ビジネスの質」および「経営者の質」について、それぞれ以下のような観点から評価し、銘柄選択を行います。

ビジネスの質

強力な価格決定力
長期的に安定した収益
RoIC*が高水準または改善傾向
フリー・キャッシュ・フローが高水準または改善傾向 など

経営者の質

経営資源管理能力
業界他社と比較した場合の企業収益の優位性
利益目標が株主利益と一致
社会的責任 など

* RoICとは利益を投下資本(有利子負債 + 株主資本)で割った数値

<トップ・ダウン分析が更なる裏づけを提供>

エマージング債券チームおよびエマージング通貨チーム、政府関係者や規制当局担当者との情報交換を通じて、トップ・ダウン分析を加えます。

マクロ的安定をもたらさうる構造変化
長期的な金利低下
低インフレ率
経済の成長性
透明性が高く適切な金融政策
持続可能な財政政策と通貨制度
透明性の高い規制環境 など

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

買付について知りたい

お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)*2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはルクセンブルクの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

お買付の価額

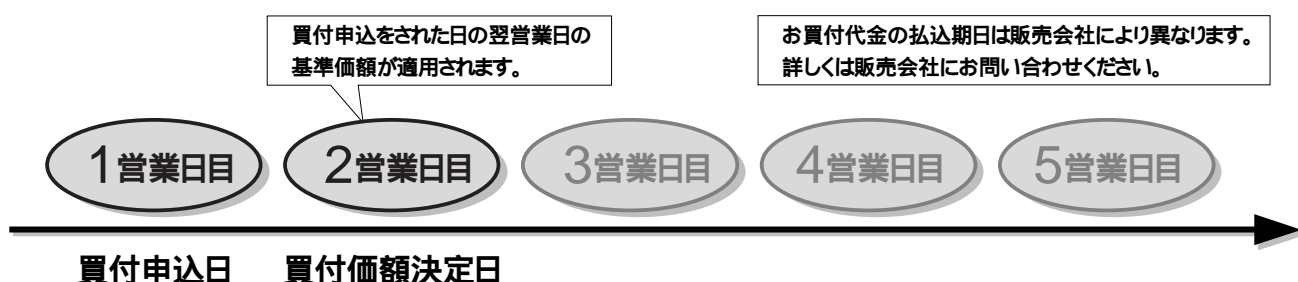
お買付の価額は、買付申込をされた日の翌営業日の基準価額が適用されます。

お買付にかかる費用については「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

お買付の単位

販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付の流れ



お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたお買付のお申込みを取消しする場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい / 留意点 / お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。

販売会社につきましては、11ページ掲載の照会先でご確認ください。

換金について知りたい

ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)*²までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 「ファンド休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

ご換金の価額

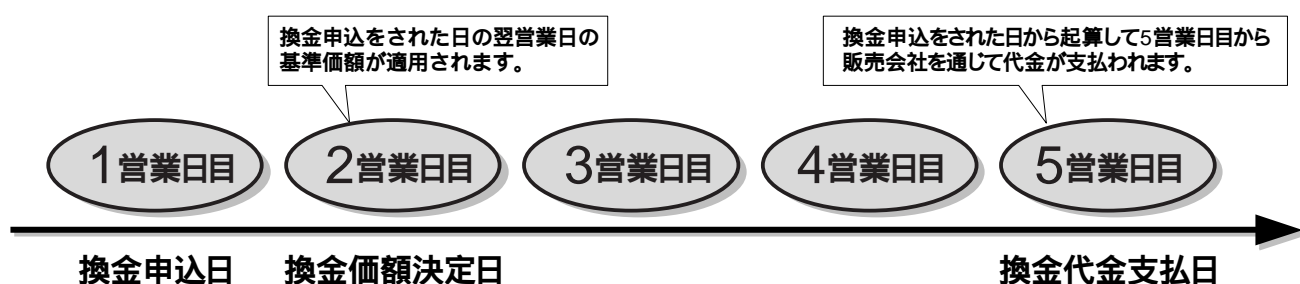
ご換金は解約請求により行うことができます。

ご換金のお手取額は、換金申込日の翌営業日の基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

ご換金の単位

販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金の流れ



ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたご換金のお申込みを取消または保留する場合があります。詳しくは、「リスクについて知りたい / 留意点 / お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。

ご注意点

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

本ファンドの費用 / 税金については下記をご参照ください。なお、税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用	税金 ^{*1}		
お買付時 ^{*2}	3.675%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。	—		
投資期間中 (運用費用の内訳)	信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。			
	合計	委託会社	販売会社	受託銀行
	年率 0.945% (税込)	年率 0.021% (税込)	年率 0.8925% (税込)	年率 0.0315% (税込)
	ただし、組入れる投資信託証券において、年率1.00%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.945%(税込)程度となります。 監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。詳しくは、後記「その他の費用について」をご覧ください。			—
ご換金時 (解約請求による場合)	—	《2008年12月31日まで》 個別元本超過額×10% ^{*3} 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% ^{*3}		
収益分配金 受取時	—	《2008年12月31日まで》 普通分配金×10% ^{*3} 《2009年1月1日以降》 普通分配金×20% ^{*3}		
ファンドの 償還時	—	《2008年12月31日まで》 個別元本超過額×10% ^{*3} 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% ^{*3}		

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合については、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 自動ついで投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

*3 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%(所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)

株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

なお、から記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記

記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買委託手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいし、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

個人の受益者に対する課税

< 2008年12月31日まで >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

< 2009年1月1日以降 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20% (所得税15%、地方税5%) の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課されません。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等(上場株式(上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。))の配当金および公募株式投資信託の普通分配金などの合計額が100万円を超える場合(同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。)、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、100万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取損・解約(償還)差損を含みます。))との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

換金時および償還時の課税について

個人の受益者に対する課税

< 2008年12月31日まで >

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉分離課税が行われます。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。

また、買取差損益または解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。))の譲渡による所得または損失との損益通算が可能であり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、他の上場株式等の譲渡による所得からの控除が可能です。公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

< 2009年1月1日以降 >

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約(償還)差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、500万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。))との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となります。

税法が改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

その他

信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き*を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が30億口を下回ることとなった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときで、受託銀行と合意する場合

* 委託会社は、上記の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

の書面決議において、受益者(委託会社および本ファンドの信託財産に本ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。本「信託の終了」および以下「約款変更等」において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 から までに規定する信託契約の解約の手続きが困難な場合には適用しません。

約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。なお、信託約款は上記以外の方法によって変更することができないものとします。

* 委託会社は、上記の事項(上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

その他

反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「信託の終了」および「約款変更等」に規定する書面に付記します。

その他の契約の変更について

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。

一部解約金は原則として、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

その他

内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益権の名義書換
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- (4) その他
本ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

投資制限

- (1) 約款上の投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(資金の借入れ)

詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

- (2) 法令上の投資制限
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

その他

その他の情報について

申 込 期 間	2009年2月14日から2010年2月12日まで (申込期間は、上記申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募 集 総 額	3,000億円を上限とします。
有価証券届出書の 写しを縦覧に供する 場 所	該当事項はありません。
振替制度について	本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。振替受益権においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターで管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューター上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。 委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
振替機関に関する 事 項	株式会社 証券保管振替機構
格 付	格付けは取得しておりません。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

その他

組入れファンドの概要(1)

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下BRICsといたします。)の企業ならびにBRICs諸国経済に関連する企業の発行する株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	MSCI BRIC マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス 5-25(米ドルベース)
主な投資対象	主として、BRICsの企業ならびにBRICs諸国経済に関連する企業の発行する株式および株式関連証券に投資します。 ADR(米国預託証券)、GDR(グローバル預託証券)、EDR(ヨーロッパ預託証券)などにも投資できます。 通常の場合において、資産の3分の2以上を株式または株式関連証券に投資します。
主な投資制限	単一の発行体の証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
信託報酬等	信託報酬 : 年率1.00% 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし 信託財産留保額 : なし その他の諸費用 : ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(保管および事務管理報酬、監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等を含みます。)は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年11月30日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

上記は2009年2月13日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

組入れファンドの概要(2)

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズによりAA格もしくはA-1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりAa格もしくはP-1格またはこれ以上と格付けされるものとします。 購入時において満期まで13か月未満の証券、証書および債務(ただし、変動利付および変更可能利付債務については2年以内)に投資し、90日未満の加重平均満期を維持します。
主な投資対象	米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券
主な投資制限	通常の場合において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。
信託報酬等	信託報酬 : 年率0.35%(管理報酬・保管費用等を含みます。)を上限とします。 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

上記は2009年2月13日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

その他

「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

ファンドの海外休業日

ファンドの休業日

2009年	4月10日	復活祭(聖金曜日)(ロンドン、ルクセンブルク)
	4月13日	復活祭(月曜日)(ロンドン、ルクセンブルク)
	5月1日	労働者の日(ルクセンブルク)
	5月4日	メーデー(ロンドン)
	5月21日	キリスト昇天祭(ルクセンブルク)
	5月25日	一般公休日(ロンドン)
	6月1日	聖霊降臨祭(ルクセンブルク)
	6月23日	建国記念日(ルクセンブルク)
	8月15日	聖母被昇天祭(ルクセンブルク)
	8月31日	一般公休日(ロンドン)

2009年2月13日現在、委託会社が認識し得る2009年8月末までの「ファンド休業日」です。
(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。)

用語集

委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

エマージング市場(エマージングしじょう)

経済成長の初期または中期の段階にある国や地域の市場のことで、新興国市場と言われることもあります。一般に、中国、インド、東南アジア、ロシア、東欧、中南米などが、エマージング市場の代表的な国として位置づけられています。

解約価額(かいはくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかわる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払い等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

BRICs(ブリックス)

ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の頭文字をとった造語で、2001年にゴールドマン・サックス・グループ経済調査部が初めて提唱しました。

GS BRICs株式ファンド

運用状況

(1) 投資状況

(2008年11月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルク	2,395,659,181	96.70
	アイルランド	68,912,144	2.78
小計	—	2,464,571,325	99.48
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	12,760,367	0.52
合計 (純資産総額)	—	2,477,331,692	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年11月28日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス	6,013,173,591	384.98	2,314,965,912	398.40	2,395,659,181	96.70
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス LISリキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	59,547	1,156,709.43	68,878,577	1,157,273.14	68,912,144	2.78

業種別及び種類別投資比率

(2008年11月28日現在)

種類	投資比率 (%)
投資証券	99.48
合計	99.48

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス>

(2008年11月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	ブラジル	19,338,237.73	9.84
	香港	74,824,805.73	38.09
	インド	31,068,499.41	15.81
	ロシア	3,528,117.86	1.80
	イギリス	4,112,044.56	2.09
	アメリカ	52,500,593.57	26.72
	小計	185,372,298.86	94.35
新株予約権証券	ドイツ	1,649,905.40	0.84
投資証券	アメリカ	8,616,718.59	4.39
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	824,214.69	0.42
合計 (純資産総額)	—	196,463,137.54	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
なお、これらの内容は、当投資証券の全てのクラスを含んだ内容です。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年11月27日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (株式数・口数)	評価額 金額 (米ドル)	投資比率 (%)
1	香港	株式	CHINA MOBILE LTD	1,503,500	13,572,228.19	6.91
2	アメリカ	株式	COMPANHIA VALE DO RIO DOCE	946,070	11,873,178.50	6.04
3	アメリカ	株式	GAZPROM O A O	618,871	10,900,979.46	5.55
4	香港	株式	CHINA LIFE INSURANCE	3,528,000	9,403,215.89	4.79
5	アメリカ	投資証券	US LIQUID RESERVE	8,616,719	8,616,718.59	4.39
6	香港	株式	INDUSTRIAL + COM B	16,872,000	8,375,279.56	4.26
7	アメリカ	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA PET	413,600	7,796,360.00	3.97
8	インド	株式	INFOSYS TECHNOLOGI	292,740	7,242,714.49	3.69
9	インド	株式	HDFC BANK	306,894	5,823,998.29	2.96
10	香港	株式	CHINA PETROLEUM + CHEMICAL	8,844,000	5,741,021.59	2.92
11	アメリカ	株式	BANCO BRADESCO SA	465,916	5,041,211.12	2.57
12	香港	株式	CMOOC LTD	6,474,000	4,984,187.14	2.54
13	香港	株式	HUANENG POWER INTL	7,208,000	4,906,964.35	2.50
14	ブラジル	株式	BOC EST R GDE SUL	1,667,953	4,431,093.61	2.26
15	アメリカ	株式	COMPANHIA DE BEBIDAS DAS A	101,151	4,422,321.72	2.25
16	香港	株式	CHINA SHENHUA ENERGY	2,463,500	4,339,004.23	2.21
17	インド	株式	WIPRO	764,675	3,775,703.04	1.92
18	アメリカ	株式	UNIBANCO UNIAO DE BANCOS B	55,836	3,707,510.40	1.89
19	香港	株式	PETROCHINA CO	4,448,000	3,618,691.94	1.84
20	インド	株式	JINDAL STEEL + PWR	228,270	3,436,411.73	1.75
21	香港	株式	HUADIAN POWER INTL	14,940,000	3,257,010.38	1.66
22	香港	株式	CHINA SHIPPING DEV	4,286,000	3,150,256.86	1.60
23	香港	株式	CHINA CONST BK	5,689,000	3,104,499.92	1.58
24	インド	株式	TATA POWER CO	225,371	3,089,467.79	1.57
25	ブラジル	株式	GVT HOLDING SA	263,280	3,055,162.39	1.56
26	インド	株式	GVK POWER + INFRAS	8,479,142	2,985,169.24	1.52
27	アメリカ	株式	KAZMUNAIGAS EXPL PRODTN JS	203,150	2,844,303.15	1.45
28	香港	株式	CHINA O/SEAS LAND	2,206,000	2,808,638.82	1.43
29	インド	株式	SHREE RENUKA SUGAR	2,507,881	2,571,782.11	1.31
30	香港	株式	XINYI GLASS HLDGS	8,328,000	2,431,755.17	1.24

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
なお、これらの内容は、当投資証券の全てのクラスを含んだ内容です。

- ② 投資不動産物件
(2008年11月27日現在)
該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの
(2008年11月27日現在)
該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2008年11月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2008年5月14日)	5,574	5,837	1.0597	1.1097
2期	(2008年8月14日)	5,494	5,494	0.8522	0.8522
3期	(2008年11月14日)	2,428	2,428	0.3703	0.3703
	2008年1月末日	3,722	—	1.0235	—
	2008年2月末日	4,692	—	1.0915	—
	2008年3月末日	4,523	—	0.9380	—
	2008年4月末日	5,422	—	1.0631	—
	2008年5月末日	5,835	—	1.0702	—
	2008年6月末日	5,781	—	0.9578	—
	2008年7月末日	5,914	—	0.9303	—
	2008年8月末日	5,556	—	0.8563	—
	2008年9月末日	3,762	—	0.5940	—
	2008年10月末日	2,552	—	0.3975	—
2008年11月末日	2,477	—	0.3777	—	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2008年1月21日 至 2008年5月14日	0.0500
第2期	自 2008年5月15日 至 2008年8月14日	0.0000
第3期	自 2008年8月15日 至 2008年11月14日	0.0000

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 2008年1月21日 至 2008年5月14日	11.0
第2期	自 2008年5月15日 至 2008年8月14日	△19.6
第3期	自 2008年8月15日 至 2008年11月14日	△56.5

財務ハイライト情報

- ・以下の情報は、「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- ・「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

GS BRICs株式ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前期 (2008年5月14日現在)	当期 (2008年11月14日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		296,541,479	68,388,886
投資証券		5,573,705,722	2,415,784,057
派生商品評価勘定		164,400	733,950
未収利息		4,105	581
流動資産合計		5,870,415,706	2,484,907,474
資産合計		5,870,415,706	2,484,907,474
負債の部			
流動負債			
未払金		15,729,000	43,726,500
未払収益分配金		263,016,387	—
未払解約金		3,028,299	2,954,058
未払受託者報酬		448,452	309,564
未払委託者報酬		13,005,227	8,977,366
その他未払費用		711,517	491,146
流動負債合計		295,938,882	56,458,634
負債合計		295,938,882	56,458,634
純資産の部			
元本等			
元本		5,260,327,753	6,557,314,745
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		314,149,071	△4,128,865,905
(分配準備積立金)		253,388,784	251,706,760
元本等合計		5,574,476,824	2,428,448,840
純資産合計		5,574,476,824	2,428,448,840
負債純資産合計		5,870,415,706	2,484,907,474

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	前期 自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	当期 自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		24,184,968	60,138,499
受取利息		289,392	142,210
有価証券売買等損益		532,475,081	△4,057,546,392
為替差損益		△31,272,639	△329,496,291
その他収益		919,276	—
営業収益合計		526,596,078	△4,326,761,974
営業費用			
受託者報酬		448,452	768,912
委託者報酬		13,005,227	22,298,371
その他費用		1,831,996	1,239,648
営業費用合計		15,285,675	24,306,931
営業利益又は営業損失 (△)		511,310,403	△4,351,068,905
経常利益又は経常損失 (△)		511,310,403	△4,351,068,905
当期純利益又は当期純損失 (△)		511,310,403	△4,351,068,905
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△5,094,768	△160,870,460
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		—	314,149,071
剰余金増加額又は欠損金減少額		63,766,499	95,028,558
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	95,028,558
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		63,766,499	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,006,212	347,845,089
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,006,212	15,954,049
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	331,891,040
分配金		263,016,387	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		314,149,071	△4,128,865,905

GS BRICs株式ファンド

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	当期 自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする処理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	区分	当期 自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2008年1月21日 (設定日) から 2008年5月14日までの計算期間		2008年5月15日から 2008年8月14日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	24,431,843円	費用控除後の配当等収益額	13,774,271円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	491,973,328円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	60,760,287円	収益調整金額	75,275,354円
分配準備積立金額	—円	分配準備積立金額	241,240,453円
本ファンドの分配対象収益額	577,165,458円	本ファンドの分配対象収益額	330,290,078円
本ファンドの期末残存口数	5,260,327,753口	本ファンドの期末残存口数	6,447,221,499口
1口当たり収益分配対象額	0.109720円	1口当たり収益分配対象額	0.051229円
1口当たり分配金額	0.05000円	1口当たり分配金額	—円
収益分配金金額	263,016,387円	収益分配金金額	—円
		2008年8月15日から 2008年11月14日までの計算期間	
		費用控除後の配当等収益額	20,451,588円
		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円
		収益調整金額	106,492,787円
		分配準備積立金額	231,255,172円
		本ファンドの分配対象収益額	358,199,547円
		本ファンドの期末残存口数	6,557,314,745口
		1口当たり収益分配対象額	0.054625円
		1口当たり分配金額	—円
		収益分配金金額	—円

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2008年5月14日現在)	当期 (2008年11月14日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,238,382,993円	5,260,327,753円
期中追加設定元本額	2,324,984,704円	2,203,436,371円
期中一部解約元本額	303,039,944円	906,449,379円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,260,327,753口	—
3. 特定期間末日における受益権の総数	—	6,557,314,745口
4. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,128,865,905円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2008年5月14日現在)		当期 (2008年11月14日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
投資証券	5,573,705,722	515,406,672	2,415,784,057	△2,473,870,364
合計	5,573,705,722	515,406,672	2,415,784,057	△2,473,870,364

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	前期 自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	当期 自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項
通貨関連

区分	種類	前期 (2008年5月14日現在)				当期 (2008年11月14日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建 米ドル	15,561,600	—	15,726,000	164,400	42,983,550	—	43,717,500	733,950
	合計	15,561,600	—	15,726,000	164,400	42,983,550	—	43,717,500	733,950

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 特定期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	前期 自 2008年1月21日(設定日) 至 2008年5月14日			当期 自 2008年5月15日 至 2008年11月14日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係) ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2008年5月14日現在)	当期 (2008年11月14日現在)
1口当たり純資産額	1.0597円	0.3703円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

信託約款

追加型証券投資信託
GS BRICs株式ファンド

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資証券を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下 BRICs といい、)の企業ならびに BRICs 諸国経済に関連する企業の発行する株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資し、その組入れを高位に保ちつつ、米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券を主要投資対象とする投資信託証券にも投資を行います。
- ② 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
- ③ 投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。
- ④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ⑥ MSCI BRIC カスタム・インデックス※(円換算ベースを参考指標とします。
※この信託においてMSCI BRIC カスタム・インデックスとは、MSCI BRIC マーケット・インバスタブル・マーケット・インデックスの構成銘柄について、MSCIが「1銘柄の構成割合がインデックス全体の5%を超えない」かつ「2.5%超の構成割合を有する銘柄を合計した比率が、インデックス全体の25%を超えない」という基準に基づき算出している指数をいいます。
- ⑦ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

3. 収益分配方針

年 4 回決算を行い、毎計算期末(毎年 2 月 14 日、5 月 14 日、8 月 14 日および 11 月 14 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
GS BRICs株式ファンド

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として、
- ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受託者は、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

- 第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2018 年 5 月 14 日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第 6 条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。
- ② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については、500 億円を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第 22 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の変化する受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。))は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において 1 口単位もしくは 1 円単位または当該販売会社が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、英国証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはルクセンブルクの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。))の場合は、追加信託の申込みを受け付けられないものとします。ただし、第 38 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。))の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.5%を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円

に 3.5%を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前各項の規定にかかわらず、販売会社と別に定めるGS BRICS株式ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。))にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。))を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 33 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。))における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。))があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。))に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。))
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。))のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社振法第 66 条第 1 号(社債、株式等の振替に関する法律の施行後は同法第 66 条第 1 号)に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短

期社債、商工組合中央金庫法第 33 条の 2 に規定する短期商工債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。）

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りす。)
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

- 第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 23 条において同じ。)、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第 22 条および第 27 条から第 29 条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役員および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 5 項および同条第 6 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条および第 27 条から第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ⑤ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(投資顧問顧客との間の取引等)

- 第 19 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、信託財産と(i)委託者もしくは委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)委託者もしくはかかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引を行うことを受託者に指図することができます。

(運用の基本方針)

- 第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第 21 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

- 第 22 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

- 第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(投資信託証券の登録の管理)

- 第 24 条 信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

(混蔵寄託)

- 第 25 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることとします。

ともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産(金銭を除きます。)(については、外形上区別することができます。方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、委託

者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 15 日から 5 月 14 日まで、5 月 15 日から 8 月 14 日まで、8 月 15 日から 11 月 14 日までおよび 11 月 15 日から翌年 2 月 14 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2008 年 1 月 21 日から 2008 年 5 月 14 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)(が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)(は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)(を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合には、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 37 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 38 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 前項の規定にかかわらず、販売会社は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 41 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑧ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一販売会社が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 39 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 40 条 受託者は、収益分配金については第 38 条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日ならびに第 38 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 38 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 41 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日の一部解約の実行の請求日として、1 口単位または販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ファンド休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受けないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受業者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日の一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合に

は、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。この場合において、第 43 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 43 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条の規定による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 46 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者

は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 49 条 第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 43 条第 2 項または前条第 2 項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 50 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 51 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

(公 告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2008 年 1 月 21 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(附 表)

1. 別に定める投資信託証券

信託約款第 17 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の外国投資証券をいいます。

ルクセンブルク籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.

ーゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ

アイルランド籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

ーゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド



GS BRICS 株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

請求目論見書
2009.2

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うGS BRICs株式ファンド（以下「本ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 21 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 2 月 14 日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）を「投資信託法」ということがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律を「社振法」ということがあります。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてGS BRICs株式ファンドを「本ファンド」といいます。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「本ファンド」に本ファンドの主な投資対象である投資信託証券を含むことがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

目 次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手続等	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	6
第 4	ファンドの経理状況	8
1	財務諸表	8
2	ファンドの現況	11
第 5	設定及び解約の実績	11

第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2008年1月21日であり、同日より運用を開始しました。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、お買付申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：BRIC）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取り扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ファンド休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: B R I C）。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容が重大なものに該当する場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b . 約款変更等」に定める書面決議にて当該重大な約款変更等に反対した受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a . 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、書面決議にて当該解約に反対した受益者についても同様です。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: B R I C)。年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2008年1月21日から開始し、2018年5月14日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年2月15日から5月14日まで、5月15日から8月14日まで、8月15日から11月14日までおよび11月15日から翌年2月14日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2008年1月21日から2008年5月14日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) その他

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める書面決議による手続きを準用します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは(新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続きを準用します。)、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。

す。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記の事項について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者(委託会社および本ファンドの信託財産に本ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本(b)および下記b.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 から までに規定する手続きが困難な場合には適用しません。

b. 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記の事項(上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c. その他の契約の変更

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．反対者の買取請求権

上記 a．に規定する信託契約の解約または上記 b．に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記 a．および b．に規定する書面に付記します。

e．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次の各号に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

h．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 h．において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

i．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。た

だし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j . 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k . 再投資の指図

委託会社は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

l . 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

m . 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

n . 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
なお、第1期計算期間は、信託約款第33条により2008年1月21日（設定日）から2008年5月14日までとなっております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2008年1月21日（設定日）から2008年5月14日まで）及び当特定期間（2008年5月15日から2008年11月14日まで）の財務諸表について、あらたな監査法人による監査を受けております。

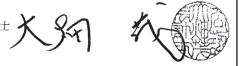
独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらたな監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS BRICs株式ファンドの平成20年5月15日から平成20年11月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS BRICs株式ファンドの平成20年11月14日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

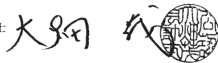
独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらたな監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS BRICs株式ファンドの平成20年1月21日から平成20年5月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS BRICs株式ファンドの平成20年5月14日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

GS BRICs株式ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前期 (2008年5月14日現在)	当期 (2008年11月14日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		296,541,479	68,388,886
投資証券		5,573,705,722	2,415,784,057
派生商品評価勘定		164,400	733,950
未収利息		4,105	581
流動資産合計		5,870,415,706	2,484,907,474
資産合計		5,870,415,706	2,484,907,474
負債の部			
流動負債			
未払金		15,729,000	43,726,500
未払収益分配金		263,016,387	—
未払解約金		3,028,299	2,954,058
未払受託者報酬		448,452	309,564
未払委託者報酬		13,005,227	8,977,366
その他未払費用		711,517	491,146
流動負債合計		295,938,882	56,458,634
負債合計		295,938,882	56,458,634
純資産の部			
元本等			
元本		5,260,327,753	6,557,314,745
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		314,149,071	△4,128,865,905
(分配準備積立金)		253,388,784	251,706,760
元本等合計		5,574,476,824	2,428,448,840
純資産合計		5,574,476,824	2,428,448,840
負債純資産合計		5,870,415,706	2,484,907,474

GS BRICs株式ファンド

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	前期	当期
		自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		24,184,968	60,138,499
受取利息		289,392	142,210
有価証券売却等損益		532,475,081	△4,057,546,392
為替差損益		△31,272,639	△329,496,291
その他収益		919,276	—
営業収益合計		526,596,078	△4,326,761,974
営業費用			
受託者報酬		448,452	768,912
委託者報酬		13,005,227	22,298,371
その他費用		1,831,996	1,239,648
営業費用合計		15,285,675	24,306,931
営業利益又は営業損失 (△)		511,310,403	△4,351,068,905
経常利益又は経常損失 (△)		511,310,403	△4,351,068,905
当期純利益又は当期純損失 (△)		511,310,403	△4,351,068,905
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△5,094,768	△160,870,460
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		—	314,149,071
剰余金増加額又は欠損金減少額		63,766,499	95,028,558
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	95,028,558
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		63,766,499	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,006,212	347,845,089
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,006,212	15,954,049
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	331,891,040
分配金		263,016,387	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		314,149,071	△4,128,865,905

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2008年5月14日現在)	当期 (2008年11月14日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,238,382,993円	5,260,327,753円
期中追加設定元本額	2,324,984,704円	2,203,436,371円
期中一部解約元本額	303,039,944円	906,449,379円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,260,327,753口	—
3. 特定期間末日における受益権の総数	—	6,557,314,745口
4. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,128,865,905円であります。

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	当期 自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	区分	当期 自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2008年1月21日 (設定日) から 2008年5月14日までの計算期間		2008年5月15日から 2008年8月14日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	24,431,843円	費用控除後の配当等収益額	13,774,271円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	491,973,328円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	—円
収益調整金額	60,760,287円	収益調整金額	75,275,354円
分配準備積立金額	—円	分配準備積立金額	241,240,453円
本ファンドの分配対象収益額	577,165,458円	本ファンドの分配対象収益額	330,290,078円
本ファンドの期末残存口数	5,260,327,753口	本ファンドの期末残存口数	6,447,221,499口
1口当たり収益分配対象額	0.109720円	1口当たり収益分配対象額	0.051229円
1口当たり分配金額	0.0500円	1口当たり分配金額	—円
収益分配金金額	263,016,387円	収益分配金金額	—円
		2008年8月15日から 2008年11月14日までの計算期間	
		費用控除後の配当等収益額	20,451,588円
		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	—円
		収益調整金額	106,492,787円
		分配準備積立金額	231,255,172円
		本ファンドの分配対象収益額	358,199,547円
		本ファンドの期末残存口数	6,557,314,745口
		1口当たり収益分配対象額	0.054625円
		1口当たり分配金額	—円
		収益分配金金額	—円

GS BRICs株式ファンド

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2008年5月14日現在)		当期 (2008年11月14日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	5,573,705,722	515,406,672	2,415,784,057	△2,473,870,364
合計	5,573,705,722	515,406,672	2,415,784,057	△2,473,870,364

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	前期		当期	
	自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	自 2008年5月15日 至 2008年11月14日	自 2008年5月15日 至 2008年11月14日	自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	同左	1. 取引の内容	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	同左	2. 取引に対する取組方針	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	同左	3. 取引の利用目的	同左
4. 取引に係るリスクの内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	同左	4. 取引に係るリスクの内容	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	同左	5. 取引に係るリスク管理体制	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前期 (2008年5月14日現在)				当期 (2008年11月14日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	15,561,600	—	15,726,000	164,400	42,983,550	—	43,717,500	733,950
	合計	15,561,600	—	15,726,000	164,400	42,983,550	—	43,717,500	733,950

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 特定期間末日において予約為替の受渡し日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	前期		当期	
	自 2008年1月21日 (設定日) 至 2008年5月14日	自 2008年5月15日 至 2008年11月14日	自 2008年5月15日 至 2008年11月14日	自 2008年5月15日 至 2008年11月14日
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引の内容	取引の種類別の取引金額
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等売買手数料	為替 一円	有価証券等売買手数料	為替 一円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載していません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2008年5月14日現在)	当期 (2008年11月14日現在)
1口当たり純資産額	1,0597円	0,3703円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス	5,990,193.310	24,140,479.03	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンズ インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	59.547	720,939.69	
	小計		5,990,252.857	24,861,418.72	
				(2,415,784,057)	
	合計			2,415,784,057	
				(2,415,784,057)	

- (注) 1. 小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

参考情報

本ファンドは「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス」及び「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンズ インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資証券です。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス」は、ルクセンブルク籍の会社型の外国投資信託です。同投資証券は、2007年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による監査を受けています。

なお、この投資証券の組入資産の明細は以下の通りであり、以下に記載された情報は監査対象外です。

GS BRICs株式ファンド

「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス」の組入資産の明細 (2008年11月13日現在)

これらの内容は、当投資証券の全てのクラスを含んだ内容です。

銘柄名	組入比率
<株式>	
AK SBERGATELNY BANK SBERBANK	0.07%
ANGANG STEEL COMPANY LTD.	0.87%
ANHUI CONCH CEMENT	1.23%
BANCO BRADESCO SA	2.30%
BCO EST R GDE SUL	1.78%
CHINA CONST BK	1.49%
CHINA LIFE INSURANCE	4.67%
CHINA MENGNIU DAIRY	0.49%
CHINA MOBILE LTD	8.13%
CHINA O/SEAS LAND	1.28%
CHINA PETROLIUM + CHEMICAL	2.61%
CHINA SHENHUA ENERGY	2.13%
CHINA SHIPPING DEV	1.81%
CIA VALE RIO DOCE	0.82%
CNOOC LTD	2.45%
COMPANHIA DE BEBIDAS DAS AMERS	2.64%
COMPANHIA SIDERURGICA NATL	0.87%
COMPANHIA VALE DO RIO DOCE	5.99%
DONGFENG MOTOR GRO	0.66%
EURASIAN NATURAL	0.59%
EVRAZ GROUP S A	0.62%
GAZPROM	0.64%
GAZPROM O A O	4.12%
GLOBAL INVT HSE KSCC	1.05%
GLOBALTRANS INVT PLC	0.80%
GP INVESTMENTS LTD	0.78%
GVK POWER + INFRAS	1.51%
GVT HOLDING SA	1.53%

銘柄名	組入比率
HDFC BANK	3.05%
HUADIAN POWER INTL	1.12%
HUANENG POWER INTL	1.74%
IGUATEMI EMP SHOPP	0.72%
INDIABULL REAL EST	0.50%
INDUSTRIAL + COM B	4.39%
INFOSYS TECHNOLOGI	3.63%
JINDAL STEEL + PWR	1.75%
KAZMUNAIGAS EXPL PRODTN JSC	1.16%
KUZBASSRAZ COAL CO	0.56%
NET SERVICOS DE CO NEW	1.33%
OGX PETROLEO E GAS	0.80%
OPEN JT STK CO VIMPEL COMMN	1.98%
PETROCHINA CO	1.66%
PETROLEO BRASILEIRO SA PETRO	3.56%
PHARMSTANDARD	0.69%
RASPADSKAYA OAO	0.89%
SANTOS BR PART SA	0.64%
SBERBANK ROSSII	2.39%
SHREE RENUKA SUGAR	1.43%
TATA POWER CO	1.62%
WIPRO	1.88%
X 5 RETAIL GROUP NV	1.01%
XINYI GLASS HLDGS	1.36%
<投資証券>	
US LIQUID RESERVE	2.65%

(注1) データ提供元: State Street Bank Luxembourg S.A.

(注2) 組入比率は、当該投資証券の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2008年11月28日現在)

I 資産総額	2,481,869,674円
II 負債総額	4,537,982円
III 純資産総額 (I - II)	2,477,331,692円
IV 発行済口数	6,558,968,582口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.3777円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ>

純資産額計算書

(2008年11月27日現在)

I 資産総額	245,113,875.50米ドル
II 負債総額	48,650,737.96米ドル
III 純資産総額 (I - II)	196,463,137.54米ドル
IV 発行済口数	27,596,911.70口
V 1口当たり純資産額 (IX ディストリビューション・シェアクラス)	4.17米ドル

(注) なお、この内容は、当投資証券の全てのクラスを含んだ内容です。

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済口数 (口)
第1期	自 2008年1月21日 至 2008年5月14日	5,563,367,697 (0)	303,039,944 (0)	5,260,327,753 (0)
第2期	自 2008年5月15日 至 2008年8月14日	1,469,113,255 (0)	282,219,509 (0)	6,447,221,499 (0)
第3期	自 2008年8月15日 至 2008年11月14日	734,323,116 (0)	624,229,870 (0)	6,557,314,745 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

GS BRICs株式ファンド